

臨時全国宝物取調局の活動とその影響

— 博物館とその周辺の動向から —

三 輪 紫 都 香

はじめに

近代化以降、わが国の文化行政は廃仏毀釈や殖産興業、憲法の制定、戦争等、様々な出来事の影響を受けながら歩んできた。特に明治期の活動はいくつもの社会的・政治的な需要にこたえるべく行なわれてきたことが官立の博物館（現在の東京国立博物館）の複雑な変遷からも見て取れる。筆者は近代日本における博物館の変化の過程に興味を持ち、修士論文において日本の近代博物館がどのように歩み、現在の美術を扱う博物館となったのか、明治前半の変遷について整理した。

博物館を取り巻く事業の中でも文化財の保護は二度の全国的な調査を経て制度が成立し、更に何度も改正が行なわれて現在の文化財保護法に至っている。そのうち、本論文では明治期に行なわれた二度目の文化財調査である全国宝物調査に着目する。臨時全国宝物取調局について『学制百年史』は次のようにまとめている。

「古器旧物保存方」の布告による宝物類の調査の後、一七年ごろから岡倉天心が文部省の委嘱を受けて社寺所蔵の古美術の調査に従事し、また、文部省でも全国の古美術類の調査を実施したが、二一年九月に宮内省に臨時全国宝物取調局が設置され、本格的な調査が開始された。同取調局は、図書頭九鬼隆一を委員長として、文部省、宮内省等の関係官をもって委員、掛を構成し、古社寺保存法が制定された三〇年まで調査を実施したが、同年一〇月に廃止され、その事務を博物館に引き継いだ。この間、同取調局が鑑査を行なった物件は、古文書一万七七〇九点、絵画七万四七三一点、彫刻四万六五五〇点、美術工芸五万七四三六六点、書跡一万八六六五五点、計二万五〇九一点の多数にのぼり、優秀品に対しては鑑査状を発行し、その価値に応じて参考簿等に登録した¹⁾。

臨時全国宝物取調局の活動については博物館史・美術史等の先行研究において触れられているが、多くが明治二一年に行われた近畿地方の調査に主眼が置かれている。これは、近畿地方の宝物調査が大規模な巡回の初回であり、官報や新聞において詳細が紹介されていたこともあって記録が多く残っていることに起因すると考えられる。宝物調査はその後も地方の巡回や東京への出品による調査を行っており、約一〇年間を通して同じ体制で活動してきたわけではないことが記録からは読み取れるのであるが、踏み込んだ考察はなされていないのが現状である。本論文では宝物調査の主体であった臨時全国宝物取調局設置に至る過程と活動の全容を明らかにすることを目的とする。

更に、初期から文化財保護に密接に関わってきた博物館は臨時全国宝物取調局のもとで行われた宝物調査においても人材・費用の面で連携して活動していることがうかがえる。この時期の博物館は大きな変化の時期を迎えており、臨時全国宝物取調局が活動していた明治二〇年代において帝国博物館として再編成され、更に臨時全国宝物取調局が廃止された三年後の明治三三年に帝室博物館となった。その後第二次世界大戦の敗戦に伴い国立博物館として歩み始める昭和二二年まで六二年もの長きにわたって所属を変えることなく、館の性格を大きく変えることもなく運営されてゆく。この帝室博物

館に至るまでの博物館と博物館を取り巻く文化財行政の変化に臨時全国宝物取調局の影響があったことは先行研究においても指摘されていることではあるが、臨時全国宝物取調局について詳細を明らかにした上でその後の博物館と文化財保護行政に与えた影響について論じたい。

本論文は第一章において、臨時全国宝物取調局発足以前の博物館の変遷をたどることで近代以降に文化財がどう捉えられ、保護されてきたかを概観する。第二章では臨時全国宝物取調局について設置の背景を整理し、活動の全体像を明らかにしたうえで臨時全国宝物取調局の影響について考察を行うこととする。

第一章 臨時全国宝物取調局発足以前の博物館の性格

(一) 博物館の始まりと文部省での事業

日本には今日たくさんの博物館が存在しているが、もともとは日本にはないのであったとされている。⁽²⁾ 日本近代博物館には、Museumの訳語として日本へ輸入された海外の「博物館」と、江戸時代から発達してきた学問の一つである物産学が影響している。⁽³⁾

そして、失われてゆく宝物への危惧からおきた文化財への関心の三点が、博物館を形成する要因となったといえる。まず前提としてあったのが幕末から維新期にかけての、新しいものを取り入れようという風潮であった。さらに、明治政府の神仏分離政策が廃仏毀釈を引き起こし、古器物の破壊に拍車をかけた。⁽⁴⁾ 大学は一八七一年四月二五日、古器物の遺失を憂い、集古館の必要性を訴える献言を行った。⁽⁵⁾ 『東京国立博物館百年史』によれば、献言の起案者は後に初代博物館長となる町田久成であったという。

この献言を受けた政府は一八七一年五月二三日、大学の献言を要約した形で古器物保存方を布告した。⁽⁶⁾ そ

して、この年の七月に設置された文部省博物館、一八七二（明治五）年に設置された博覧会事務局は神社・華族の宝物調査（壬申検査）を行い、その調査は陳列品収集の基礎となった。その後博物館を所管する省において古器旧物（宝物）の調査も行われることから古器旧物保存方の布告は、近代日本の文化財保護の始まりとなったとともに、博物館が古器旧物の保存に関わる始まりともなったのである。

一八七二（明治四）年の大学廃止と同時に当時教育に関する行政事務を担当していた大学の本校が文部省となった。そして、この年の九月二十五日、物産局は南校の所管を離れ、博物館として直接文部省下の組織となる。「町田久成年報報告」によると物産局の物品が博物館に引き継がれ、展観場として湯島（現在の東京都文京区湯島）にある湯島聖堂の元大成殿が定められた。そして文部省博物館は、一八七二（明治五）年二月一四日に博覧会開催の布達を出した。

博覧會ノ旨趣ハ、天造人工ノ別ナク宇内ノ産物ヲ蒐集シテ、其名稱ヲ正シ、其用方ヲ辨シ、人ノ知見ヲ廣ムルニ在リ。就中古器舊物ニ至テハ、時勢ノ推遷、制度ノ沿革ヲ追徴ス可キ要物ナルニ因リ、嚮者御布告ノ意ニ原キ、周ク之ヲ羅列シテ世人ノ放觀ニ供セント欲ス。然トモ其各地ヨリ徵集スルノ期ニ至テハ、之ヲ異日ニ待サルヲ得スシテ、現今存在ノ舊器ハ社寺ニ遺傳スル什物ノ外、其用ニ充ツ可キ物少ナク、加フルニ皇國従来博覧會ノ擧アラサルニ因リ、珍品奇物ノ官庫ニ貯フル所、亦若干許ニ過キス。因テ古代ノ器物、天造ノ奇品、漢洋船載、新造創製等ヲ論セス之ヲ藏スル物ハ、博物館ニ出シテ此會ノ缺ヲ補ヒ、以テ世俗ノ陋見ヲ啓キ、且古今ノ同異ヲ知ラシムルノ資助ト為スヲ請フ（句読点・傍線筆者挿入）⁽⁸⁾

博覧会の趣旨については、殖産興業の流れに沿った内容であるが、「嚮者御布告ノ意ニ原キ」とあるように古器旧物保存方について触れ、古器旧物の重要性を訴えている。そして布達の後半部分では一と六のつく日に観覧ができる「永久博

博物館」の存在がみとめられる。博覧会は無事開催され、これをもって我が国の博物館の始まりとされる。この博覧会には、一九八三（明治六）年の四月から八月にかけて開かれたウィーン万国博覧会の準備機関として太政官正院に置かれた澳国博覧会事務局が関与している。澳国博覧会事務局は一八七二（明治五）年一月に設置されてから、万国博覧会に出品する物品の採集を開始し、三月に行われた文部省博覧会に採集途中の万国博覧会出品物を展示している。⁹⁾そして文部省博覧会の前後から、文部省博物館と澳国博覧会事務局は双方の事務を一体となつて行うようになる。田中や町田といった、事務兼任者がいたことも原因のひとつであろう。

文部省は明治五（一八七二）年四月、「文部省伺」において次のように述べている。

当省博物館ノ主意ハ、全国ノ天産人造新古物品トモ取聚メ、風土ノ肥瘠、人民産業ノ如何ナルヲ致証察候政務ノ資ニシテ、独り此度澳地利博覧会ニ可相回物品指置候ノミノ儀ニ無之、向後長ク衆庶ニ展覽ヲ許シ、學術考拠知識開發セシムル為ニ設候ニテ、現今ノ文部省ハ将来博物館第一ノ場所柄ニ候エハ、今般本省ハ常磐橋内旧津県邸へ相移申度奉存候。素ヨリ本省ハ全国教育ノ事ヲ致管轄候へハ、専ラ大中小学校ノ教則章程ヲ以テ官員ニ付授シ、諸所ニ為致出張候ノ全権ヲ本省ニテ致総攬候儀故、必シモ現場ノ如キ広大ノ区域ヲ要トセサレハ、更ニ正院ニ近キ処ニ設置諸事簡易ニシテ、全国学校ノ事務ヲ幹旋進歩イタシ候様仕度、就テハ本省ハ全ノ博物館ニ仕置、常磐橋内旧津県邸ニ移転致シ度、別紙絵図面相添相伺候、自然右津県邸御差支ノ筋被為在候へハ、大名小路司法省囲込旧彈正台跡へ致シ度、此段奉伺候也

尚以編輯寮ハ只今ノ場所へ其儘指置候テ差支無之候事（句読点、傍線筆者挿入）¹⁰⁾

この伺いは、文部省が省の土地の移転をしたいと述べているが、その理由の一つとして、跡地に博物館を建設すること

が目的であるとしている。また、文部省博物館は全国の様々な物品を集め、風土や産業について考証するもので、ウィーン万国博覧会の後も人民に観覧を許し、学術進歩に役立てたいと述べる。この伺いにより、八月二日に文部省は常磐橋内元津県邸に移転となった。

次に博覧会事務局は同じく一八七二（明治五）年四月に行つた正院に対する上申の中で次のように述べている。

澳国博覧会へ可差出諸物件事務局ニテ取集候品ハ勿論各府県管下所産ノ物品モ追々廻シ越候賦ニ有之右到着ノ上ハ許多ノ品数ニテ狭小ノ場所ニテハ一時排列点検ニモ差支候義ニテ当局ニテハ所詮右ニ充ヘキ間席等無之且将来ノ規模ヲ目的候得ハ一体国産ハ天産人造新古ノ諸物品共尽ク其府下ニ取集其風土ノ肥瘠、人民産業ノ如何ヲ致証察候事政務ノ要義而已ナラス又衆庶ノ展覽ヲ許シ學術考証人智開明ニ供スヘキ義ニ付今般ノ好機會ヲ以テ澳国へ可差廻物ノ他別ニ各一種一品ヲ聚集シ永久開館ノ照準ト仕度就テハ文部省構中ニハ空間ノ堂舎若干有之趣ニ相聞適當ノ場所ニ付追テハ右博覧館ニ可被定目的ヲ以テ差向澳国博覧会へ可差廻物品等排列検査ノ為不用ノ場所当事務局へ貸渡候様文部省へ御達有之度此段相伺候也

壬申四月

博覧会事務局

正院御中

伺之通相達候事印^①（句読点、傍線筆者挿入）

この上申で博覧会事務局は、将来は永久開館を目標にするつもりであることを訴えている。博物館も博覧会事務局も博物館建設には積極的に棒線部に見るように博物館の趣旨や建設地について同意見である。そして一八七三（明治六）年三月一九日、正院は博覧会事務局に博物館、書籍館、博物館を合併することを決定した^②。ところが、合併が決定すると六

月になって、文部省三等出仕田中不二磨から合併取りやめの上申が出される。

博物館書籍館を博覧会事務局へ合併被仰付候処右被相止度儀ニ付伺

博物館書籍館之儀博覧会事務局へ合併被仰付候処元来当省ニ於テ右両館施設之大旨ハ生徒教育之需要ニ相備ヘ傍ラ他
之人民開知之一端ニモ及ホシ可申趣意ニ候得ハ博覧会ノ事務トハ固ヨリ相違仕候ニ付合併之儀ハ被相止度尤書籍物品
共博覧会ニ入用有之当省ニテモ差支無之分ハ其時々相廻可申候条此段御評議相成度候也

文部省三等出仕

明治六年五月八日

田中不二磨

正院御中⁽¹³⁾

文部省の主張は博物館も書籍館も生徒教育のためにあるもので、人民開智のための利用はあくまで副業であるというもので、明治五年四月の「文部省伺」とは大分印象が変わっている。この変化の原因としては学制の発布が考えられる。学制は一八七二（明治五）年八月二日に発布された学校制度である。⁽¹⁴⁾ 文部省は当時国民教育の近代化に力を注いでおり、田中不二磨もそのような教育近代化に力を注いだ人物の一人であった。教育の近代化を進めるにあたり、教育に着目した新たな目的をもった博物館が考え出されたと考えられる。それに対して博覧会事務局からは、博物館は学校の一部であるものと一般の人々のために公開するものでは違いがある、とした上で、博物館はあらゆる物品を蒐集し、考証、知識を開くことが目的であると主張した。さらに、教育博物館とは主旨の違う物品を文部省博物館は所有していることを指摘し、これまでの物品は博覧会事務局が考える博物館にこそ必要であると上申している。⁽¹⁵⁾

結局ウィーン万国博覧会のために渡航していた博覧会事務局副総裁佐野常民の帰国を待つて上申がみとめられ、一八七

五（明治八）年二月に合併取りやめの達が出された¹⁹。文部省には博物館、書籍館、小石川葉園の所管が戻り、博覧会事務局に物品のみが残されることになった。文部省は湯島聖堂で活動を再開し、一八七七（明治十）年には上野に「教育博物館」を建設するに至る。¹⁷

（二） 内務省博物館の構想

博覧会事務局は文部省博物館の合併直後から殖産興業に沿った博物館政策をすすめ、事務局が置かれていた山下門内（現在の東京都千代田区内幸町）において一八七三（明治六）年四月一五日に博覧会を開催して「山下門内博物館」を開館していたが、文部省と分離後の一八七五（明治八）年三月三〇日に内務省へ移管となる。¹⁸ 内務省は大久保利通によって創設された、勸業寮、警保寮、戸籍寮、駅通寮、土木寮、地理寮、測量司を持つ、勸業、警察、地方行政を所管事務とする省である。¹⁹ 勸業寮は一等寮におかれ、内務省は殖産興業を押し進めた。

この内務省における博物館政策は当時内務卿であった大久保利通の思想と、一八七三（明治六）年開催のウィーン万国博覧会終了後に提出された博物館に関する報告書が大きな影響を及ぼしていると考えられる。

大久保の博物館事業に関する構想の背景には一八七一（明治四）年一月から一八七二（明治五）年九月にかけて欧米に派遣された岩倉使節団での見聞があるだろう。使節団はアメリカに始まり、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、プロイセン、ロシアなど二カ国を回った。使節団の目的の中には米欧における近代国家の制度・文物の研究と調査もふくまれていたため博物館を多く見学している。当時の欧米には現在で言うところの歴史、美術、工芸、自然史、科学技術、といった専門博物館が存在しており、使節団はこれらを見学している。大久保はこの使節団から戻った後、殖産興業に力を注ぐべく内務省を創設するが、米欧回覧での多様な博物館の見学は、大久保が多角的に博物館を捉えることを可能にしたといえる。

次にウィーン万国博覧会とその報告書についてである。ウィーン万国博覧会は出品物を二六の区に分けて陳列した。日本は工芸品を多く出品し、産業育成の対象を工芸品に見いだすこととなった。この博覧会で初めて「美術」という言葉が日本の歴史に登場するが、ここにおいて説明された「美術」とは、「音楽、画学、像ヲ作ル術、詩学等」であった。⁽²¹⁾

ウィーン万国博覧会後に提出された『澳国博覧会報告書』は礼法、蚕業、教育、兵制、道路、風俗など多岐にわたる。この報告の中の「博物館部」を受けて、太政官は一八七五（明治八）年六月一日、内務省に次の資料を送付して意見を求めた。⁽²²⁾

- ・ 東京大博物館建設ノ報告書 一冊・・・I
- ・ 同断ノ儀ニ付ドクトルワク子ル氏ヨリ報告書 二冊・・・II
- ・ 蕪格蘭以丁堡學術博物館総長トーマスシーアルチエル氏ノ贈来及其魯國ニ贈ル所ノ報告書 一冊・・・III
- ・ 英國サウスケンシントン博物館設立ノ来歴及管掌條例 一冊・・・IV
- ・ 同國博覧會始末 一冊・・・V

Ⅱの資料は御雇い外国人ワグネルの報告書である。ワグネルはモデル博物館を特定しておらず、彼の言う「普通博物館」は偏りのない総合博物館である。また、報告の結文において、後に専門博物館として分化することも想定した六分類（農業及び山林業、工芸并に機械、芸術及び百工に関する芸術、教育使用の物料、万有、歴史及び人類学）を提案している。ワグネルは技術として変化していく「百工」の中に埋もれ、衰退しつつある日本芸術を確立する必要を訴えている。

Ⅲはエディンバラ學術博物館の総長がロシアに向けて送った博物館創設に関する文書が佐野常民に宛てて送られてきたものである。博物館の効用として、専門的な教育機関を付属して教育するよりも、より多くの人の眼識を広めることに利

用する方が有効であると述べている。⁽²³⁾

IV、Vはサウスケンジントン博物館に関する情報である。サウスケンジントン博物館は産業育成を目的として創設された博物館である。技術学校と連携した博物館のあり方が紹介されている。

II～Vを受け、Iにおいて佐野常民が構想する博物館の特徴をまとめると、術業伝習に重点をおき、サウスケンジントン博物館をモデルとすること、そのために博物館には支館と伝習場が不可欠であること、博物館と博覧会は切り離すことのできないものであること、産業育成を専門としながら他の業務も請け負うというスタイルの普通博物館（総合博物館）を設け、六分類の展示とすること、という内容である。

一八七五（明治八）年七月二七日に内務卿大久保利通は太政大臣にあてて博物館建設について伺いを出した。⁽²⁵⁾

博物館之儀ニ付伺

本年三月三十日舊博覽會事務局、博物館ト改稱、當省所屬被仰出候ニ付同館ノ體裁更ニ調理折柄、辨理公使佐野常民ヨリ差出候東京大博物館建設ノ諸報告其外トモ御下附相成候ニ付、彼是照合審案候處、同人報告ノ大意ニ於テ、素ヨリ其體ヲ得ルト可申候得共、其内或即今ノ體裁上ニ於抵觸候廉モ有之、又一時ニ難被行筋モ相見ヘ候間斟酌ノ上博物館ノ體裁別冊及ヒ分類一覽表ノ通り後來目的相立可申ト存候間、先以此段上申仕置候也⁽²⁶⁾（句読点筆者挿入）

この伺いによると、佐野の報告はその「大意ニ於テ」は体裁が整っているとしながら、「即今ノ體裁上ニ於抵觸候廉モ有之」、「又一時ニ難被行筋モ相見ヘ候」として修正を加えて上申するとしている。「即今ノ體裁」とは勸業寮の存在を指している。⁽²⁷⁾ 大久保の上申で大きく違うのはサウスケンジントン博物館をモデルとした術業伝習所とそれに伴う支館の仕組みを大久保は取り入れていないことである。産業育成を前面に押し出した博物館では勸業寮と事務が重なってしまう。ま

た、管轄は勸業寮となつてゐることを考慮してか博覧会に関する記述も削除されている。このことで博物館の構想はワグネルが提案した博物館構想に近い物となつてゐる。

もう一つの違いは分類方法である【表一】。佐野の報告にあつた分類はワグネルとほぼ同じであるが、大久保案は八分に増えている。法教部と陸軍部が独立したことで分類が増えるように見えるが、芸術部にも佐野の分類にはなかつた書画、彫刻、音楽、詩歌が取り入れられている。そして、佐野の分類にあつた芸術部の内容は、工芸機械部と合わせて工芸の部へまとめられている。書画、彫刻、音楽、詩歌はウイーン万国博覧会で訳された「美術」の定義と一致していることから、この分類はウイーン万国博覧会の区分も参考にワグネルが訴えた芸術、今日で言うところの純粹美術の要素が組み込まれていると考えられる。大久保案に見える博物館はワグネルの構想を土台に、これまで関わつてきた産業育成、教育、文化財保護、そして新たに芸術の振興、さらに軍事、宗教という行政面からの視点を加えて多くの機能を内包する、日本独自の総合博物館であつた。様々な情報を参考にして当時の日本にとって必要な機能をもつ総合的な博物館として構想されたと考えられる大久保案は、一部の専門性に偏らないがゆえに多くの可能性を秘めた博物館を提唱してゐた。「博物館之儀ニ付伺」裁可後、更に大久保は太政大臣に次のような上申を一八七六（明治九）年二月一〇日に行つた。

博物館名稱之儀ニ付伺

先般博物館ヲ被置候處、本館之外文部省東京博物館ヲ始メ府縣等ニ於テモ博物館ト唱ヘ候場所取設ケ有之。尤本館之儀ハ中外物品採集ヲ始トシテ、兼テ進呈イタシ置候分類表面ノ如ク、百事整頓之目的相立、衆庶ノ智識工藝ヲ開明進歩セシムル為メ館内列品來觀ヲ許シ、又淺草文庫ヲ設立諸典籍ヲ蒐集イタシ、公私ノ借覽差免 皇國內ノ主館タル事ハ不俟論儀ニテ、既ニ自今上野山内ニ本館設立ノ為メ道路修繕ノ着手ニモ可及手順ニ有之、前件ノ如ク類似之名稱有之候テハ彼是相混シ不都合ニ付、當館ヲ除ク之外ハ地名或ハ他ノ文字ヲ頭ニ加ヘ、何々博物館ト相稱シ、本館ニ限り

【表1】大久保利通上申による分類

部	類 区	名 称
第1部 天産部	第1区	動物学 動物ノ列品 附属動物園へ
	第2区	植物学 植物ノ列品 附属植物園へ
	第3区	鉱物学 鉱物ノ列品
	第4区	地質学 地質学上ノ列品
第2部 農業樹林之部	第1類	農業上ノ植物
	第2類	農業上ノ動物
	第3類	樹林ノ所産物
	第4類	器具
第3部 工芸ノ部	第1類	動植鉱ヨリ得ル所ノ元品
	第2類	製鍊及ヒ化学工芸
	第3類	器具器械上工芸ノ産物
	第4類	器具器械
	第5類	建築土木
	第6類	工芸土木学上ノ器械
第4部 芸術部	第1区	書画
	第2区	彫刻
	第3区	音楽
	第4区	詩歌
第5部 史伝部	第1区	和漢古今海外諸州礼楽刑政古書旧記
	第2区	地図雛形画図肖像画詞及ヒ日誌公文ノ類
	第3区	金玉
	第4区	瓦陶
	第5区	綾羅 金繡
	第6区	服飾布帛
	第7区	祭器家什及ヒ礼式等ニ関スル器具
	第8区	橋梁船舶ノ雛型
第6部 教育部	第1区	児童園ニ用ル教授ノ具
	第2区	小学校ニ用ル教授ノ具並之ニ属スル列品
	第3区	中学校ニ用ル教授ノ具並之ニ属スル列品
	第4区	下等工芸学校技術学校等同上
	第5区	織物師等ノ如キ一種工芸ノ学校及ヒ女子工芸ノ学校
第7部 法教部	第1区	神道教科書類並法教ニ関スル現今所用ノ諸器物
	第2区	仏教並教科書及ヒ法教ニ関スル現今所用ノ器物
第8部 陸海軍部	第1区	陸軍武器壮兵及ヒ病兵ヲ看待スルコト等ニ係ル品等 築城及ヒ防御ニ関スル品
	第2区	海軍武器軍艦ノ雛形武器製造所ノ雛形或ハ絵図等

※「公文録」明治八年九月、内務省伺二「博物館体裁ノ儀上申」（国立公文書館所蔵、公01527100）より作成

單ニ博物館ト相稱シ、皇國內ノ主館タル事判然相分り候様、一般ニ御達相成度因テ右御案取調此段相伺候也

明治九年二月十日

内務卿大久保利通

太政大臣三條實美殿⁽²⁸⁾
(句読点筆者挿入)

「百事整頓之目的」をもつて、国民の「來觀ヲ許シ」てきた内務省博物館が「皇國內ノ主館」であるから、他の博物館には「〇〇博物館」というように名称を改め、区別することを願ひ出ている。この伺いは二月二四日に聞き届けられ、単に「博物館」と名乗れる博物館は内務省博物館のみになった。国家を代表する博物館としての立場の確立と伺いの中に見られる上野の博物館建設計画進行は、「博物館之儀ニ付伺」の博物館構想が構想から現実になっていったことを表している。

しかし、一八七八(明治一一)年五月に大久保が暗殺されて以降、内務省における博物館事業は停滞する⁽²⁹⁾。そして博物館は建設中の博物館の完成を待たずに一八八一(明治一四)年四月に農商務省へ移管となるため、大久保の死後、博物館事務が内務省の管轄であったのは三年ほどであった。上野の博物館本館は当初一八七九(明治一二)年六月完成予定とされていたが⁽³¹⁾資金難などから実際に完成したのは一八八一(明治一四)年一月であった⁽³²⁾。

(三) 農商務省における博物館

内務省において体制が整えられつつあった博物局は一八八一(明治一四)年四月、農商務省の創設に伴い同省へ移管となった。農商務省が設置された背景には、明治初頭から行われてきた殖産興業政策がある。上山和雄氏は、明治一〇年代前半における政府の国内統治の課題の一つに、「対外的課題と密接に関連して、軍事的・経済的「万国対峙」達成のために、急速に経済的国力を養成すること」があったと述べている⁽³³⁾。この課題を達成すべく行われた政策が殖産興業政策で

あったが、当時政府は財政難対策のため、「経費ノ節減」と「百般ノ政務ヲ一層改良」することを目指しており、三省に分かれて行っていた殖産興業政策の一本化が図られた。農商務省の設置は殖産興業政策の転換でもあったといえる。上山氏はこの勸業政策を転換前の「直接的勸業」⁽³⁴⁾と転換後の「間接的勸業」⁽³⁵⁾の二つの系列として分析している。前者は政府・府県が官営諸場を設置して事業に従事したり、民間に直接資金を貸与したりすること、後者は民間の企業心を刺激して物を産を改良させ事業を興起させたり、伝習場・試験場などに教師や指導員を派遣したり、法令・規則によって経済環境を整備すること等を指す⁽³⁶⁾。この間接的勸業を促進することが新しく創設されようとしていた農商務省に求められていた政策であった。

こうして一八八一（明治一四）年四月、農商務省が設置⁽³⁷⁾され、書記局、農務局、商務局、工務局、山林局、駅通局、博物局、会計局、農商工上等会議が置かれた。農商務卿の職制には博物館に関する記述を見ることができる。

第一 農業、商業、工作、技術、漁獵、商船、海員、発明、商標、度量衡、開墾、牧畜、動植物の育種、獣医、会社

（銀行会社ヲ除ク）、山林、駅通ニ関スル法令ノ施行

第二 官設ノ農商工ノ諸学校（工部省所管ノ工部学校ヲ除ク）農工業模範ノ建造物及ヒ博物館（従前内務省所管ノ分

ニ限ル）ヲ管理シ民立農商工ノ諸学校ヲ監督ス

第三 商法会議所及農工業ニ関スル議會、米商会社、株式取引所ヲ管轄ス

第四 博覽会、競進会、博物ノ保存、農商業工作技術ノ改良、妨害、其器具ノ改良、試験、地質調査ノ結果等ニ因リ

農商工ノ改進黨ニ関スル事務ヲ管理ス⁽³⁸⁾

（後略、傍線筆者挿入）

このように農商務省において勸業の一翼を担うべく配置された博物館であったが、農商務省の設置案が出る以前に参議大隈重信が提出した建議には違つた役割を期待するような所管替えの案が出されている。

経済政策ノ變更ニ就テ

當春太政官中従前ノ部局ヲ廢シ更ニ六部ヲ置カレ大ニ施政監査ノ方ヲ改ム随テ各省使院事務ノ章程就中理財ニ関スル事項ニ付キ施政ノ主義管理ノ方向ヲ更改釐定スル事緊要ナリ是ニ因テ差當リ左ニ第一ヨリ第四ニ至ル三議一件ニ付卑見ヲ具陳シ其官司ニ向テ命令訓諭ヲ下スヘキモノハ其御達案ヲ起草シ謹テ仰高裁候也

第一 勸誘ノ為メ設置シタル工場拂下ケノ件

(略)

第二 諸學校ヲ文部ニ統轄シ普通小學ノ補助金ヲ廢スル議

(略)

第三 御領ヲ定ムルノ議

(略)

第四 各省中局課ノ分合所屬改替ノ件

各省ノ章程改定ノ際ニ當リ局課ノ分合所屬ヲ改替セント欲スルモノアリ即チ左ニ列記シテ裁ヲ仰ク幸ニ聽許ヲ蒙ラハ其公達案ノ如キハ追テ起草上申スヘシ

一 内務省中ノ土木局ヲ工部省ノ所轄ニ付ス

二 内務省山林局所轄ノ官有山林ノ著大ナルヲ撰シテ御領トシ其管理ハ宮内省ニ歸シ宮内省中御領管理局ヲ置ク

- 三 内務省中ノ山林局ヲ地理局ニ併ス
- 四 内務省驛遞局ノ管船課ヲ大藏省ノ所轄ニ付シ商務局中ニ置く
- 五 内務省中ノ博物館ヲ宮内省ノ所轄ニ付ス
- 六 工部省中ノ電信局ヲ内務省ノ所轄ニ付ス
- 七 内務省所轄官有財産管理ノ事務ヲ大藏省ノ所管ニ付シ大藏省中新ニ官有財産管理局ヲ置く

明治十三年五月

參議大隈重信⁽³⁹⁾

(傍線筆者挿入)

この建議において大隈は、組織改変にあたって、勸業・教育・御領についての意見をまとめ、局課の所属の変更を望むものを列挙している。その中に内務省の博物館を宮内省に移管する案が出ている。後に実際に宮内省の所管となることから、直接の着想は大隈ではないかもしれないがこの頃から博物館の新たな役割を見出していたことがうかがえる。先に紹介した一八七六（明治九）年二月一〇日の「博物館名稱之儀ニ付伺」において「皇國の主館」として認められたことがそのような方向への転換の始まりであったとも考えられる。

そして博物館を所管することとなった農商務省は「農商務省職制並事務章程」において、博物館の事務を次のように設定している。

博物館ハ古器物ノ保存美術ノ勸奨ニ関スル事務ヲ調理シ博物館ヲ管守ス⁽⁴⁰⁾

ここでの「美術」は大久保の分類に見られるような芸術のことなのか、産業に用いるような応用美術を主眼に置いているのか正確にはわからないが、農商務省の博物館であることを加味すると美術産業のための美術ではないかと思われる。

内務省に所属していた頃の博物館の事務章程では「天造人工ノ諸物品ヲ網羅蒐集之ヲ陳列シテ縦観セシメ古今ノ沿革ヲ徵考シ將來ヲ勸奨スヘキ一切ノ事ヲ調理ス⁽⁴¹⁾」であったのに対して管掌範圍が限定的になった印象を受ける。この事務章程が達せられた後、明治一四年五月二三日に博物館は次のような伺いを出している。

今般博物館本省へ被付太政官第二一五号公達シ以テ本省職制并事務章程被定右公達ヲ并読スルニ職制第二ニ博物館
(従前内務省所管ノ分ニ限ル)ヲ管理シ云々又章程第七條ニ博物館ハ古器物ノ保存美術ノ勸奨ニ関スル事務ヲ調理シ
博物館ヲ管守スト

有之右職制第二ニ抛ルトキハ従前内務省所管ノ博物館ヲ其俣所管替ニ相成候儀ト被存章程第七條ノ古器物ノ保存美術
ノ勸奨云々ハ局務ノ大体ヲ被示候儀ニシテ博物館ノ組織ニハ不関儀ト存候間其組織ニ至テハ則従前ノ通り天産農業工
芸芸術史伝軍事教育ノ部門ヲ設ケ別紙分類表ノ通物品蒐集仕度依テ右分類表相添此段相伺候也⁽⁴²⁾(傍線筆者挿入)

博物館は「古器物ノ保存美術ノ勸奨ニ関スル事務ヲ調理」することになっているが、博物館については今まで通りの部門に分けて蒐集をしたいという伺いである。これに対して太政官は博物館に対し、「伺ノ通」と回答する。内務部の議案には「事務章程第七条ハ局務ノ大体ヲ示シタル儀ニ付博物館ノ組織ハ従前ノ通為心得可然儀」と記されており、博物館と博物館の役割の分離が生じてきているように読みとれる。そして博物館の「大体ノ事務」が「古器物ノ保存美術ノ勸奨ニ関スル事務」であるということはその管理下にある博物館も古器物保護や美術勸奨に関する収蔵品が増えることが予想で

きる。しかし収藏品収集の状況を見ると博物局の管掌事務の変化に沿うことはなく、博物館は農商務省移管以後も変わらない。しかし、政府としてはこのときから博物館の使命を「古器物ノ保存美術ノ勸奨」に変えようと試みていたのではないだろうかとも思われる出来事がおきていく。次に引用するのは一八八四（明治一七）年八月二七日に設置された宮内省図書寮の事務章程である。

図書寮ハ御系譜并ニ帝室一切ノ記録ヲ編輯シ内外ノ書籍古器物書画ノ保存及ヒ美術ニ関スル事等ヲ掌ル所トス

ここにある「書籍古器物書画ノ保存」は博物局の事務章程にも「古器物ノ保存」とあり、重なる事務である。この頃は明治一八年に創設される内閣制度に関連して皇室財産の確立が課題になった時期で、図書寮は皇室の財産のうち「書籍古器物書画」を管理する部署として創設されたと考えられる。そして一八八六（明治一九）年三月二四日、博物館は宮内省に移管された。明治一三年に大隈が建議した宮内省への博物館移管は博物局の事務章程変更と宮内省内への図書寮設置を経て博物局・宮内省に共通する所管が設定されたことで、現実のものとなったように見受けられる。

博物館と宮内省との関わりは正倉院宝物を中心とした御物管理の歴史にも見ることができる。高木博志氏は『東京国立博物館百年史・本編』の記述をもとに「一八八六年（明治一九）三月の博物館移管の原因が、正倉院御物管理を宮内省へ移管すること（あり、）ときの宮内大臣伊藤の発案によると考えられる」と述べ、正倉院宝庫の移管が博物館移管の原因であったとしている⁽⁴³⁾。

（四）博物館を取り巻く美術政策

博物館が一八八六（明治一九）年に宮内省の所管となり、博物局がなくなるときの組織改変で農商務省には新たに博覧

会掛が設置される。内外の博覧会について管掌する博覧会掛は国内の産業勸奨についても管掌した。農商務省博物館の事務、「古器物ノ保存美術ノ勸奨」の内、産業に直接関わる部分は農商務省博覧会掛が引き受け、博物館は古器物の保存の業務を負って宮内省へ移籍するかたちで分かれていったと捉えることができる。

明治一〇年代から、博物館がその変遷の中で関わってきた、あるいは関わることになる組織において「美術」や「古器物」という言葉がよく見られるようになる。農商務省博物館の事務、宮内省図書寮の事務は先に見てきた通りであるし、文部省においてもお雇い外国人のフェノロサや岡倉天心を中心に明治一七年に宝物調査が行われ、フェノロサによって「日本美術行政に関する提言(仮題)」と題して、「美術(デザイン)教育、美術展覧会、美術館事業の管理という三つの機能をもつ文部省美術局の設置」を提案する意見書が作成されている⁽⁴⁴⁾。村形明子氏はフェノロサの遺した資料を中心にフェノロサが美術局の構想をもち、その中の一組織として美術博物館についての明確な計画を持っていたこと、その計画を宮内省図書頭となった九鬼隆一が帝国博物館として実現させたことを明らかにしている⁽⁴⁵⁾。

また、新古の物品を考究し、美術発展に寄与するために一八七九(明治一二)年に龍池会が組織され、観古美術会を通して博物館と連携しながら古器物に学び、産業に生かす活動が行われていた⁽⁴⁶⁾。一八八七(明治二〇)年一二月、龍池会は納会となり翌年から日本美術協会として活動を開始する。美術現業者の会費を低減し現業者の入会拡大を図る、美術展覧会(観古美術会の後身)において新しい作品の展示と評価を行うなど、「考古」から「利今」へ、重点を変化させていった。この、当世の芸術を具体的に振興する活動は、一八八八(明治二一)年に宮内省に帝室技芸員制度の前身である宮内省工芸員の導入につながり、⁽⁴⁷⁾新美術の保護政策と連動するものであった。龍池会は産業界、皇室、博物館、芸術家を美術でつなぐ役割を担っていたといえる。

「美術」という言葉は前述の一八七三(明治六)年のウィーン万国博覧会の際に書画、彫刻、音楽、詩歌と定義されたが、その後国内勸業博覧会を経て視覚芸術へ限定され、⁽⁴⁸⁾定着した。北澤憲昭氏は日本における「美術」は伝統的でも慣習

的でもなく、西洋から移植された制度の一つであるとして次のように述べる。

そのような美術が慣習化され、「強力な制度」として確立されるためには日本文化にそれを、しかと位置づけるための手続きが必要であった。「美術」が美術になっていく最初の過程において国粹主義が大きな役割を果たしたというのは、こういう事態をさすのである。⁽⁴⁹⁾

更に北澤氏は大日本帝国憲法の理念により美術が皇室とともに近代日本国家の精神的「機軸」として日本のアイデンティティと重ね合わされることとなったとして、帝国博物館設置を含む、美術をめぐる当時の制度整備の状況を紹介している。⁽⁵⁰⁾ 美術政策が展開し、皇室と博物館が接近する中で博物館は美術政策へと所管の主眼を変化させていったのである。

第二章 臨時全国宝物取調局の活動

(一) 臨時全国宝物取調局の設置

第一章で述べたような変遷を経て、明治一〇年代後半から再び文化財保護の機運が高まる中、一八八一（明治二二）年九月二七日、宮内省に臨時全国宝物取調局が発足した。⁽⁵¹⁾ 設置された当時の人員は、委員長に宮内省図書頭九鬼隆一、委員に文部次官辻新次、元老院議官田中芳男、内閣書記官長小収昌業、文部省専門学務局長浜尾新、古松宮別当桜井能監、取調掛に元宮内省四等出仕川田剛、図書寮附属博物館長山高信離、内務省写字局次長寺島秋介、東京美術学校幹事岡倉覚三が任命された。⁽⁵²⁾ 臨時全国宝物取調局の事業に関わったことが判明している人物を【表二】に示す。

すでに九鬼隆一は臨時全国宝物取調局の発足に先駆けて一八八七（明治二〇）年四月から近畿地方（京都・大阪・奈

【表2】臨時全国宝物取調局の事業に関わった人員

役 職	氏 名	在 任	肩書（在任当時）
委員長	九鬼 隆一	明治 21～30	帝国博物館総長
委員	辻 新次	明治 21～26	文部次官
委員	田中 芳男	明治 21～26	元老院議員
委員	小取 昌業	明治 21～22	内閣書記官長
委員	濱尾 新	明治 21～30	文部省専門学務局長
委員→取調掛	櫻井 能監	明治 21～30	小松宮別当
掛（取調掛）→委員→（鑑査委員）	重野 安禪	明治 21～33	元老院議員
委員	川田 剛	明治 22～28	諸陵寮頭
委員	丸山 作樂	明治 23～30	非職元老院議員
委員→（鑑査委員）	高嶺 秀夫	明治 29～33	帝国博物館理事
掛（取調掛）→（鑑査委員）	山高 信離	明治 21～33	博物館長→帝国博物館理事
掛（取調掛）	國重 正文	明治 22～26	内務社寺局長
掛（取調掛）	寺島 秋介	明治 21～22	内務社寺局次長
掛（取調掛）→（鑑査委員）	岡倉 覚三	明治 21～33	東京美術学校校長→同教授
掛（取調掛）→（鑑査委員）	黒川 眞頼	明治 22～33	帝国博物館学芸委員
掛（取調掛）	久保田 鼎	明治 25～29	帝国博物館主事
書記（書記鑑査掛）	青山 益敷	明治 21～22	図書属
書記（書記鑑査掛）→掛（取調掛）→（臨時鑑査掛）	山縣 篤藏	明治 21～33	図書属→図書助事務補助→図書助心得
書記（書記鑑査掛）→（臨時鑑査掛）	稲生 眞履	明治 21～33	図書属
書記（書記鑑査掛）	井上 頼國	明治 22～30	図書属
書記（書記鑑査掛）	朝日 升	明治 22～24	帝国博物館書記
書記（書記鑑査掛）	多田 親愛	明治 23～24	帝国博物館書記
書記（書記鑑査掛）→（臨時鑑査掛）	小杉 樞那	明治 24～33	帝国博物館技手
書記（書記鑑査掛）	小中村 義象	明治 22	図書属
書記（書記鑑査掛）	堀 博	明治 22～25	図書属
書記（書記鑑査掛）	川崎 千虎	明治 22～27	帝国博物館書記
専務→書記（書記鑑査掛）→（臨時鑑査掛）	太田 謹	明治 22～28	宮内属
兼勤	坂井 義三郎	明治 26～28	帝国博物館技手
兼勤	南摩 綱夫	明治 29	帝国博物館技手
（鑑査委員）	三井 八郎次郎		
（鑑査委員）	平山 成信		
（鑑査委員）	谷森 真男		
（鑑査委員）	三宅 米吉		
（臨時鑑査掛）	今村 長賀		
（臨時鑑査掛）	橋本 雅邦		
（臨時鑑査掛）	川端 玉章		
（臨時鑑査掛）	高村 光雲		
（臨時鑑査掛）	福地 復一		
（臨時鑑査掛）	泉 雄作		
（臨時鑑査掛）	竹中 公監		
（臨時鑑査掛）	前田 健次郎		
（臨時鑑査掛）	山名 貫義		
（臨時鑑査掛）	中井 敬所		
（臨時鑑査掛）	安村 喜當		
（臨時鑑査掛）	溝口 禎二郎		
（臨時鑑査掛）	片野 四郎		
（臨時鑑査掛）	大村 西崖		
（臨時鑑査掛）	紀 淑雄		
（臨時鑑査掛）	関 保之助		
（臨時鑑査掛）	黒川 真道		
（臨時鑑査掛）	齋藤 謙		
（鑑査書記）	藤谷 榮尾		
（鑑査書記）	山名 繁太郎		
（鑑査書記）	松浦 久兵衛		
（鑑査書記）	古筆 了任		
（鑑査書記）	瀧川 惟善		

※「公文類聚」（国立公文書館所蔵、類 00337100）、彦根正三・内山正如編「改正官員録」（博公書院・博文館、国立国会図書館所蔵、近代デジタルコレクション参照）、「機密書類」（東京国立博物館所蔵、館史資料 166）をもとに作成

良・滋賀・和歌山）の宝物調査に赴いている。局員の所属を見ると宮内省・文部省・内務省の職員で構成されていたことがわかる。宮内省は第一章で変遷を追った博物館を所管しており、文部省は美術局の構想を持つフェノロサ・岡倉が長く活動してきた省である。そして内務省は社寺の保存を所管する省である。三省は「宝物」についてそれぞれの職掌の視点から調査の必要性を認識していたと推測できる。

この臨時全国宝物取調局の設置背景について『東京国立博物館百年史』では九鬼隆一の提唱である⁽⁵³⁾ことが推測されている。また、第一章でも触れたが村形明子氏は当時文部省・宮内省に出仕していたお雇い外国人フェノロサの資料からフェノロサの美術行政に関する意見、フェノロサ自身による私的な宝物調査の実施、美術博物館構想を紹介し、九鬼の提出した帝国博物館構想⁽⁵⁴⁾がフェノロサの構想と共通点が多いことを指摘している。そしてフェノロサの提唱する美術行政にとって、臨時全国宝物取調局による宝物調査は計画を推進するための決定的動きであったと述べている⁽⁵⁵⁾。当時の博物館を中心とした文化行政の動向を考察した著述、野呂田純一氏の『幕末・明治の美意識と美術政策』⁽⁵⁶⁾においても取調局の運営について史料が紹介されている。野呂田氏はフェノロサが美術教育に重心を置いているのに対して九鬼はフェノロサの影響を受けてはいるものの帝室顕彰につながる古美術保護を重視していたとして、フェノロサの「美術局構想」から「美術博物館」の構想のみを抜き出し、約一〇年間をかけて「総合博物館」を「美術館」へ変貌させたとしている⁽⁵⁷⁾。フェノロサは「美術館」創設には全国の宝物を調査し、収集することが必要だとしたが、当時の博物館は性格が異なるとの認識⁽⁵⁸⁾があり、このような考えから宝物の調査を行い、博物館へ収集するための基礎事業を行う組織が必要とされるに至ったと推測することができる。

臨時全国宝物取調局設置の二年前、一八八六（明治一九）年四月に文部省図画取調掛による大和地方調査が執り行われ、フェノロサ、岡倉天心、狩野芳崖らが調査に赴いたが調査後に岡倉天心が以下のような意見書を提出している。

美術保存ニ付意見

京都奈良高野并ニ滋賀県下ノ諸寺院ニ就キ絵画彫刻等考究ノ際最モ小生ノ注意ヲ喚起シタルハ美術保存ノ方法はナリ蓋シ今日通常ノ寺院に在テハ（第壹）美術ノ如何ナルヲ知ラス（第貳）美術保存ノ必要ナルヲ知ラス（第參）美術保存ノ資力ナキヲ以テ大家ノ製作モ破毀損滅スルノミナラス往往商賈ノ手ニ帰スルモノアリ今日ニシテ其保存ニ着手セサレハ我日本ノ名譽タル東洋美術品ハ数年ヲ出スシテ散失滅亡シ悔ユルモ亦及ハサルニ至ルヘシ豈注意セサルヘクンヤ保存ノ方法大体二種アルヘシ

○地方庁ヨリ寺院ニ就テ保存スルコト

現今ノ方法ハ地方庁ヨリ各寺院ニ命シテ什品目録ヲ作ラシメ之ニ拠テ保存ヲ計ルト雖トモ目録精細ナラサルヲ以テ混合変換ノ弊ヲ生シ易ク又適當ノ点檢ナシ 故ニ殆ント其益ナキニ似タリ

此方法ヲ充分ニ施行スルニ於テハ（第一）精細蜜切ナル目録ヲ作ルヲ要ス（精細蜜切ナル目録トハ能ク美術上ノ品位眞偽ヲ考ヘ図様形状を筆記若クハ模写シ又ハ適當ノ符号ヲ付シ混同ノ弊ニ備フヘキモノヲ云フ）此ノ如キ目録ヲ作ルハ府県官并寺院ニ於テナシ難キヲ以テ宮内省 文部省 農商務省ヨリ委員ヲ派シ若クハ龍池会ニ托シテ作ラシムルコト必要ナルヘシ（第二）時々吏員ヲ派シテ美術品ノ有無并ニ保存ノ模様ヲ檢査スルコト（第三）美術品ノ保存ヲ補助スルコト

然レ共此方法ノ弊タル 第一繁雜ニシテ地方官并ニ寺院ニ於テ堪ヘ難キコト是ナリ 第二ニ諸等ノ美術品隔絶シテ美術攻究ニ不便ナルコト是ナリ 第三ニ充分ノ保存修復ヲナス能ハサルコト是ナリ 故ニ此方法ハ止ムヲ得サルニ非サレハ施行セサル方宜シカラシカ

○宮内省ニテ美術品ヲ採集スルコト 此方法ヤ 第一美術品ヲ最多數ノ人民ニ示シ全国ニ裨益シ海外ニ名譽ヲ得 第二日本美術ノ全局ヲ示シ考究ノ便ヲ与ヘ 第三ニ充分ニ保存修復スヘキ資力并ニ權力アリ 第四宮内省ニテ採集スルトキハ他省等ニ比スレハ容易ニ出品スヘキヲ以テ最モ適当ノ方法ナルヘシ 尤モ全国諸寺ノ美術品ヲ尽ク採集スルノ意ニ非ス 寺院美術品中ニ在テハ宗教上ニ必要ナルモノアリ 地方ヨリ移轉シ難キモノアリ 又地方ニ保存スルコト有益ナルモノアリ 然レ共是等ハ自然寺院ニ於テモ保存ヲ計畫スヘキモノニシテ且適当ノ模本ヲ以テ補フヘキヲ以テ更ニ妨ケナカルヘシ 其他ノ美術品ハ既ニ絵画供進会ニ於テ二回モ出品シタル例アレハ適当ノ手段ニ由リ容易ニ差出スヘキコト、推察ス(後略、傍線筆者挿入)

美術品の保存の方法は「地方庁ヨリ寺院ニ就テ保存スルコト」と「宮内省ニテ美術品ヲ採集スルコト」の二種類があり、前者の場合は(一)「精細蜜切ナル目録」を作成する必要があり、その作成には宮内省・文部省・農商務省から委員を派遣して作成するべきであること、(二)目録作成後も存在確認及び保存状態の検査を行うこと、(三)美術品の保存を補助することが必要だとしている。(一)及び(二)は後述する臨時全国宝物取調局の活動を想起させる。また、(三)は臨時全国宝物取調局の宝物調査の完了を待つて一八九七(明治三〇)年に制定された古社寺保存法において主に古社寺を対象として行われていく保存金下付の事業に一致する。岡倉が文部省での経験やフェノロサの指導の影響を受けて作成したと思われるこの意見書は臨時全国宝物取調局の活動とその後の文化財保護行政方針の原案であると推測できる。

後者は宮内省で美術品を収集することで四つの利点があると述べている。一つ目は多くの人に美術品を見せることができる、海外に誇ることができる、二つ目は日本美術の研究が進む、三つめは適切な保存修復を施せる、四つ目は他の省に比べて出品に対する抵抗が少ない、としている。三点目までは宮内省というより、博物館施設に宝物を収容することの利点

であるが、四点目は皇室を司る組織だからこそその利点であり、この考えがあったことから、宝物調査においても同様に他省が主体となつて行うよりもスムーズに調査ができると見込んで臨時全国宝物取調局は宮内省へ設置されたと考えてよいであろう。

(二) 費用から見た臨時全国宝物取調局

野呂田氏は『伊藤博文関係文書』の中から臨時全国宝物取調局を主導した九鬼隆一が明治二一（一八八八）年、取調局発足後に伊藤博文に宛てた書簡三⁽⁶⁰⁾通から宝物調査と奈良・京都の帝国博物館建設が不安定な事業であったことを読み取り、九鬼が「予算上もはや政府から何らの検束を受けない「宮内省」において、博物館建設費用や宝物調査費用を最大限に縮小させながら「帝室」による古美術保護の仕組みを整えることに腐心していた」と述べている。⁽⁶¹⁾

野呂田氏は明治二一年当時の九鬼の当初の計画としては一年半以内に宝物調査を終了する予定であったと前述の書簡内容から推定している。しかし、次に挙げる史料からは九鬼が宝物調査を長期的な計画のもとに行っていたことがうかがえる。

内陳

全国宝物取調局廃止之件大臣ヨリ内論有之驚キタル次第第二候處也

右ハ最初ヨリ六七年間ヲ期シテ御請致シ候件而

従来之成績ハ御存之通十分之成績ヲ表シ居候而将来之希望責任モ深く致處

僅ニ七千余圓之金ヲ惜マレ今年度限り廃止之立按ヲ以而大臣も[■]セラレ候事何如ニモ按外之次第二有之

■却[■]ニ[■]て七千余圓之金ヲ惜マレ候次第二[■]

時期国会ニハ必然議會ニ訴へ然而立之計畫致シ可申旨申候へトモ

右等之時期ヲモ待タズ又従来之成績将来之結果ヲモ考へズ突然運途ニ中止セシメントスル内察之謀計ハ先ツ夫レシキノ事トスルモ大臣ニ於而ハ是レ之大計ハ前例之成果事之軽重ニ相按モアリソウナル事ト致シ慨歎ニ堪ヘサル事ニ也

却之三百余圓モ是等之須要ナル費途之七千余円ヲモ御シ成而御窮迫ト申ス事ニ

別ニ當之御處分も可有之今將ニ調査之央ニして而して成績も十分也

希望責任も十分ナル事業ヲ突然中止セシメラレントスルハ何如ニも嘆ケハしき次第ニ有之夫レも最初御請申上候六七年間之御堪忍ナクシ候申ス事ニ候テハ責メテ国会ノ閉会前ニ仰カ若クハ次期国会之決議ヲ待テ御處分可然事ト申候處中間何等御情実アルニ関セズ何如ニモ理解ニ苦シム御次第有之何レ未ニ明白ニ書キ取りヲ以テ申立ノ積リニヘトモ(大臣ヨリモ書取ヲ以テ申セトノ事)何分事之軽重利害得喪ヲ御調申上相成候

徒ラニ事業之中止セサル様御カ下度候

委細明瞭ニ書面ヲ以而丙三日中可申出也

御病中痛而ニ候ヘトモ何如ニモ嘆忍之事突起致し候間御助力ヲ願上申

三月十二日

隆一

吉井伯老閣

(傍線筆者挿入)

この書簡は九鬼隆一から吉井友実宛に宛てて臨時全国宝物取調局の廃止案を覆すべく出されたものである。内容をまとめると次のようなことが書かれている。

- ・先日大臣より臨時全国宝物取調局の廃止案について知らされた
- ・本局の事業は六・七年を要するものである
- ・現状の成績も十分で資金の都合で廃止にすべきではない
- ・中止の方針を撤回するためにご助力願いたい

書簡には年代が明記されていないが、吉井友実は一八九一（明治二四）年四月には亡くなっていること、臨時全国宝物取調局が「十分之成績」を収めていること、国会がすでに開設されている記述があることから推測して明治二三年もしくは二四年に書かれたものと考えられる。「大臣」とは取調局が置かれた宮内省の大臣を指していると思われる、当時の宮内大臣は土方元久であった。臨時全国宝物取調局廃止の危機に際して九鬼は当時宮内次官兼枢密顧問官であった吉井に助力を請うている。実際にはこの時取調局は廃止になることなく明治三〇年までの約一〇年間、臨時事業の組織として活動し続けた。

【表三】は明治二二年から一九年までの臨時全国宝物取調局の予算状況をまとめた表である。⁽⁶³⁾ 明治二二年度は当初七五〇〇円だった予算に写真費用として六〇〇円余りを追加で計上し八〇〇〇円を超える予算となっている。明治二三年度も同様に八〇〇〇円近くの額の予算を獲得しているが、翌明治二四年になって五五〇〇円とかなりの減額となっている。⁽⁶⁴⁾ しかもこの年度に限り、予算請求が同年三月になってから出されていて九ヵ月分の計算となっている。前年度からの繰越金も減額されている。そして再び明治二五年度には七〇〇〇円台に戻っていることから、事業継続の危機が訪れたのは明治二三年度中のことであったと考えることができる。

その後、一八九二（明治二五）年の一月に出された伊藤博文宛ての九鬼隆一書簡には宮内省の方針として取調局廃止

【表3】臨時全国宝物取調局の各年予算

内訳\年度	22年	23年	24年 (9ヶ月分)	25年	26年	27年	28年	29年	【参考】内訳の詳細項目例
給料	1459.75	1459.75	1150	1449.2	1444.1	1464.35	608.25	202	職員給料(属(常勤)、臨時雇、写学生、給仕)
雇費	146	239	430	447	489	473.59	344	82.4	小使
手当	500	500	575	500	700	390	320	35	鑑査手当、勤勉手当
旅費	3540	3540	1915	3548	2415	2040.2	853.75	376.75	日当+陸行費・汽車汽船賃
脂費	42.55	67.05	50.5	67.05	64.55	66.3	63.1	35	居残料、宿直賄
被服費	50	72	31.5	40	35	32	32	32	給仕夏冬服靴代、小使夏冬服靴代
器具費	1272.8	650	500	500	233.5	80	70	40	文房具、書籍、臥具類、灯具、火鉢、茶碗等、写真費
通信費	140	140	80	80	90	40	65	20	郵便切手、電信
消耗費	200	100	320	350	298.585	180	230	70	筆墨紙代、鑑査用紙、薪炭瓶燭、茶
運搬費	300	250	150	130	116	40	70	5	什宝、御用荷物運搬
借家費	380	660	150	190	170	90	50	5	煉瓦屋一字、宝物取調集会所借上げ
管繕費	0	0	70	30	53	9	5	3.859	局内修繕
雑費	91.7	211.7	78	58.25	13.35	7.15	7.678	2	広告料
(内新規獲得予算)	8122.8	7889.5	4500	7389.5	3500	3500	0	0	
(内前年度繰越分)	0	0	1000	0	2622.085	1412.59	2718.778	909.009	
(合計)	8122.8	7889.5	5500	7389.5	6122.085	4912.59	2718.778	909.009	
次年度へ繰越	0	2072.782	0	2622.085	1412.59	2718.778	909.009	—	

〔常用部分派会計予算書類〕(東京国立博物館所蔵、館史資料200)より作成

の時期が決まっていたことを示す記述が見られる。

(前略) …… 宝物調査事業の必要欠くべからざるは瞭然たることに有之、将来数年間継続せらるゝに至ては益々其効益を進め保存の道を鞏固にするのみならず、大に發揮する所あるへきは疑を容れざる儀に候得共、如何にせん宮内省に於ては都合有之、継続六ツ布趣に付、向三年間の経費を要求して事業の大体を了し一段落相立候様致度熱望する所に有之候得共是亦行はれず、… (中略)

実に宝物調査事業の方今遽に結了を告げ得べからざる次第多々御坐候へとも、宮内省長く全国宝物取調局の事を継続すべからざるの事情亦已むを得ざるに付、今後仮すに二ヶ年以内の歳月を以てすべしとせられ、二ヶ年以内に於て全国宝物調査一段落を結び、其大体は先以て美しく茲に其結了を告げ明世の盛事永く其潤沢を本邦に留め申度、経費の如きは当年度七千四百円を痛減して一ヶ年四千円以上を支出相成候て漸く一段落を立て、… (後略、傍線筆者挿入)⁽⁶⁵⁾

内容から九鬼は明治二五年から三年間の事業継続を願ったがかなわず、二年間、つまり明治二七年までで宝物調査事業を終えるよう宮内省からの指示が出ていたことがわかる。九鬼は残り二年間の支出の最低ラインを四〇〇〇円としており、実際の予算額を見ると明治二六・二七年は新規に獲得した予算はそれぞれ三五〇〇円ですれに於えて前年の繰越を上乗せしてやりくりしている。明治二五年以降の繰越金は「事務之都合」や旅費・雇費減によると報告されており、廃止の危機を迎えた明治二四年以降は初期のような予定通りの予算執行が難しかった状況が推測できる。

更に一八九五（明治二八）年以後の動向について帝国博物館の会計関係の書類として残る『博補会計順序』⁶⁶の冒頭には次のような記録が綴じられている。

立案 明治二十八年二月四日 臨時全国宝物取調委員長 九鬼隆一「花押」

決裁 二月十九日 帝国博物館総長

大臣 内蔵頭 内蔵助

次官 調査課長 調査課次長

会計審査局長

今般臨時全国宝物取調局存續之儀被聞届局費殘餘之外年々帝國博物館積置豫備資ノ内金貳千五百圓宛ヲ流用シテ其費ニ可充旨別紙寫之通御裁定相成候ニ就テハ右ハ臨時全国宝物取調費帝國博物館ヨリ補助金之科目ヲ置キ特別會計之順序ニ倣ヒ（特別會計範圍外特種ノ會計タルハ勿論ニ候）別紙之通會計科目并ニ整理順序相定メ候而可然科哉尤前年度殘繰越金及之ヲ以テ支拂フモノハ全ク分派會計法ニ依據ルヘキモノニ候ヘハ全然別勘定ニ可致候此段仰高裁候也

(別紙)

明治二十七年十月廿三日

内事課長 花押

「斎藤」印写

大臣 「土方」印写

別紙臨時全国宝物取調委員長伺之件ハ左按之通御決裁可相成哉此段相伺候也

按

伺之趣其局事業存續之儀聞届候条局費殘餘金之外年々博物館積置豫備資之内金貳千五百圓宛ヲ流用シテ其費ニ充ツヘシ且社寺又ハ人民ヨリ願出東京ニ於テ鑑査ヲ除クノ外當分新規着手ノ調査ヲ止メ専ラ従来調査濟物品ノ整理ヲ旨トスヘシ

別紙の日付から、一八九四(明治二七)年一〇月二三日以前に九鬼が臨時全国宝物取調局の存続を願ひ出ていたことがわかる。そして、存続の手段として九鬼が総長を務める帝国博物館の予備費から毎年二五〇〇円を「流用」することで局の残余金とともに活動費に充てることとなった。【表三】の金額は帝国博物館からの支出分は計上されていないため、繰越金の残余額を使って細々と活動していたように感じるが、博物館からの予備費という別の財源を得ていたのである。

臨時全国宝物取調局は明治三〇年に廃止され、帝国博物館が残務を引き継ぐという展開を迎える二年前から、宮内省からの資金の配分はなくなっていた。事業の内容も「社寺又ハ人民ヨリ願出東京ニ於テ鑑査ヲ除クノ外當分新規着手ノ調査ヲ止メ専ラ従来調査濟物品ノ整理ヲ旨トス」として残務の処理に当たるよう指示していることから、活動の早期終了がのぞまれていることがうかがえる。また、臨時全国宝物取調局としても、先に挙げた三月一二日付の吉井友実宛ての九鬼隆一書簡において、九鬼自身が宝物調査期間を「六、七年」と想定していたことから明治二七年頃は宝物調査自体も終盤に

さしかかっていたと考えられ、それまでのような予算額を請求しなくても終了できるある程度の目途が立っていたことも推測できる。

以上のような記録から、臨時全国宝物取調局は調査期間を六〜七年間と想定して設置され、途中廃止の声をかわしながら直接の予算配分の面では減額を受けつつも計画通りの七年間、組織としては博物館の力を借りての一〇年間の活動だったことがわかる。そして鑑査の「新規着手」を止められた明治二八年頃以降を調査後の残務期間と捉えれば当初の想定通りの歳月で調査を完了させることができていたといえる。

(二) 宝物調査の概要

明治二十一年一月から二十二年二月にかけて官報には「宝物取調ニ関スル報告摘要」と題して臨時全国宝物取調局の活動報告が二二回掲載されている。当時行われていたのは近畿地方の宝物調査で、取調局員のほかに複数の新聞記者が随行し報道がなされていた。⁽⁶⁶⁾臨時全国宝物取調局はどのような行程を経て全国の宝物の情報をまとめたのだろうか。ここでは宝物調査の実際を概観し、その過程と成果について考察したい。

全国の宝物を調査するにあたり、臨時全国宝物取調局では出張と出品の二通りの方法を並行して調査していったことがわかつている。⁽⁶⁹⁾調査を行うためには調査員または対象となる文化財が移動しなければならぬ。出張による鑑査は職員が各地へ出張・巡回して文化財の調査を進める方法である。長期にわたって複数の府県を巡回する場合もあれば、数日で終了する寺社単位、個人単位の出張もあった。一方出品による鑑査は臨時全国宝物取調局に宛てて鑑査が必要な文化財を所蔵者から送り、調査終了後に返送する方法である。臨時全国宝物取調局は東京に所在していたこと⁽⁷⁰⁾から、東京近郊の府県においては出品による調査が多く行われた。出張調査における具体的な様相について、作成された記録からまとめると次のようになる。

①所蔵者による目録作成と調査員の下調べ

宝物調査では実際に宝物を見て評価をし、様々な情報を台帳に記録したのであるが、調査に赴いたのは多くが「鑑査掛」・「臨時鑑査掛」という役職の人々であった。まず、この鑑査掛が本調査を開始する前に下調べが行われる。下調べは所蔵者が行ったものを府県の自治体に取りまとめて局へ報告した。

所蔵者が作成した宝物目録には任意の形式で宝物の名称・法量・員数・備考（伝来など）が書かれている。中には提出日を記入したものが見られ、本調査日（判明しているもの）と比較すると本調査の数日前に提出されているものが多いように思われた。精査が必要だが、所蔵者の宝物目録提出が基本的に本調査提出の数日前であったとすれば、提出を受けた府県から臨時全国宝物取調局への提出は取りまとめ等の時間を考慮すると下調べ若しくは本調査の当日であった可能性が高い。以上の考察から宝物目録の作成年代によって明治二一年に近畿地方、明治二五～二六年に九州地方、明治二八～二九年に東北地方で調査が行われたと推測することができる。

そのうち、九州地方と東北地方に関しては所蔵者の目録作成に加えて職員が下調べに赴いて報告が行われている。⁽¹⁾下調べは報告を見ると各県の状況と宝物の目録と総数をまとめることもとおよその等級の予想なども述べられ、本調査の予備資料となるような内容であり、本調査を円滑に終えるために行われていたと考えられる。

以上の作業により作成された記録は多くが『宝物目録』と題された簿冊の形で府県ごとにまとめられている。

②本調査

①で述べたような宝物目録（と場合によって下調べ）をもとに、本調査は大きな寺社などで調査対象が多い場合は現地で、小さな寺社・個人は「検査所」に持ち寄って行われた。前述の鑑査掛によって実物の確認と評価が行われ、宝物目録

に宝物の種類や評価内容、修正点、年代などの判明事項が書き込まれた。「調査ハ略会議体ヲ用ヒ」ることとされ、議論の上評価が決定した。一八八八（明治二一）年から一八九〇（明治二三）年まで二三回にわたって官報に実施状況が掲載されているが、ここでは「優等品」又は「優等ト認メタルモノ」と「之二次グヘキモノ」の二種類に分けて宝物を列挙している。宝物目録への書き込みには一から六までの数字が朱書きで書き込まれているものが多いが、臨時全国宝物取調局が行っていた評価区分がどのように定義されていたのかを明記した記録は現状では確認できていない。しかし、帝国博物館が業務を引き継いで以降の区分は次に引用する「帝国博物館全国宝物鑑査規程」⁽⁷³⁾に見ることができる。

第三章 鑑査等級

第十條 歴史の証徴、美術ノ模範トナルヘキモノヲ以テ宝物トシ其優劣ニ随テ更ニ最大至宝、一等乃至六等、特殊要品及甲要品、乙要品ノ十階ニ区分ス

第十一條 宝物ノ階級区分左ノ如シ

最大至宝

右ハ国家ノ最大宝物ト認ムヘキモノ

一等

右ハ優等ニシテ歴史上ノ徵拠又ハ美術上、美術工芸上若クハ建築上ノ模範トシテ要用ナルモノ

二等

右ハ優等ニシテ歴史上ノ徵拠又ハ美術上、美術工芸上若クハ建築上ノ模範トナルヘキモノ

三等

右ハ優等ニシテ歴史上ノ微摠又ハ美術上、美術工芸上若クハ建築上ニ要用ナルモノ
四等

右ハ歴史上、美術上、美術工芸上、建築上ノ参考トナルヘキモノニシテ優秀ノモノ
五等

右ハ歴史上、美術上、美術工芸上、建築上ノ参考トナルヘキモノ
六等

右ハ五等ニ次クヘキモノ

特殊要品

宸翰 (最上特等トシテ取扱フモノナリ)

太子親王及王妃御筆

甲要品

右ハ歴史ノ資料ニ充ツヘキモノ

乙要品

右ハ歴史ノ参考ニ充ツヘキモノ

帝国博物館の宝物鑑査では一〇種類の等級分けがなされていたことがわかる。また、前述した下調べの報告に含まれる宝物等級別の宝物数を示す表や、『宝物精細簿』(後述)には評価は「一等」から「六等」及び「要甲」・「要乙」という八種類の区分名は書かれているが、帝国博物館の規程に見られる「国家至宝」・「特殊要品」という名称は見られない。更に、現在確認できる鑑査状(後述)の情報と比較するなど総合して、臨時全国宝物取調局の評価区分は以下のようなもの

であったと推測することができる。

- 一等 優等にして歴史上の徴拠又は美術上、美術工芸上若くは建築上の模範として要用なるもの
- 二等 優等にして歴史上の徴拠又は美術上、美術工芸上若くは建築上の模範となるべきもの
- 三等 優等にして歴史上の徴拠又は美術上、美術工芸上若くは建築上に要用なるもの
- 四等 歴史上、美術上、美術工芸上、建築上の参考となるべきものにして優秀のもの
- 五等 歴史上、美術上、美術工芸上、建築上の参考となるべきもの
- 六等 五等に次ぐべきもの
- 甲要品 歴史の資料に充つべきもの
- 乙要品 歴史の参考に充つべきもの

鑑査においてはこのような評価とともに宝物の写真撮影も行われた。撮影を担当したのは当時最新の写真技術を習得した写真師・小川一真で、写真・印刷業界において活躍した人物である。近畿地方の宝物調査で小川が撮影した写真については岡塚章子氏の論考⁽⁷⁴⁾に詳しい。

また、鑑査では宝物を古文書・絵画・彫刻・工芸・書跡に分けている。統計項目に書跡がないものや、「工芸」の表記が「美術工芸」となっているものがあることから調査の過程で分類が少しずつ変化した様子もみられる。建築分野に関しては、古社寺保存法の下では特別保護建造物として独立したカテゴリーが設けられるが、臨時全国宝物取調局においては建築物に施された絵画や彫刻が評価されたものが見られ、前述の小川が撮影した写真の中に寺社の建物内や塔などを写したものが残っている。また、建築家の伊東忠太が明治十年代から古建築の保護を訴えており、臨時全国宝物取調局の調査

に關しても九鬼隆一に建築分野の扱いについて意見書を提出していることが知られている。⁽⁷⁵⁾このように帝国博物館の全国宝物鑑査規定に見られる等級の定義は、実際の調査の中で少しずつ種別とともに練られていたことがうかがえる。

③登録作業

調査を終えると、宝物目録をもとに等級が付いたものに関して調査内容を統一書式に書き写す作業が行われ、等級別に次のように整理されている。

- ・ 一等から五等…『宝物精細簿』⁽⁷⁶⁾
- ・ 六等…『宝物参考簿』⁽⁷⁷⁾
- ・ 甲・乙要品…『史要参考簿』⁽⁷⁸⁾

『宝物精細簿』は宝物調査において作成すべきとしていた「全国宝物帳簿」に該当すると思われる。現存する『宝物精細簿』は二種類確認でき、同じ内容だが書式が異なる。二度目に作成されたと思われる『宝物精細簿』は一度目のものが簡条書き形式であったのに対して記述項目の配置に工夫がなされ、無駄な空間を省くことで一件二ページであったものを二件一ページに抑えることに成功している。この書式の模索は「全国宝物帳簿」として長期にわたる使用を意識してのことではないかと思われる。また、この『宝物精細簿』によく似た形式で帝室博物館と名称を変えた後の博物館も収蔵品を管理するための台帳を作成していることから、後の博物館へ与えた影響もうかがうことができる。

以上のような記録作成と同時に所蔵者に対しては鑑査状・登録状が交付された。一等から五等と甲要品には鑑査状、六等と乙要品には登録状と、等級によって文言や紙の大きさを区別していたようである。⁽⁷⁹⁾宝物一件ずつに鑑査状番号を付与し、番号簿を作成して登録作業を進めた。九鬼は鑑査状交付について前述の伊藤宛書簡⁽⁸⁰⁾の中で次のように述べている。

調査の結果として鑑査状を附与すること亦容易の業にあらず。是まで既に追々鑑査状を附与し来たれとも尚余す所凡六千余枚の多きあり。而して之を附与するには、物質、形状、寸法、趣到等の精細の取調を要するは勿論、鑑査状調整の際には又府県庁又は所有者と照会往復の手續を累ねざるべからざるもの亦すくなからず、特に彫刻物又は工芸品に於いて寸法の取り方を誤るもの少なからず、又其の筆写体裁も手数多くして一人の筆者に付（筆耕のみの事に於いて）一日拾余枚を調整し得るにすぎず、此事亦固より旦夕の業にあらず、彼の内国勸業博覧会等の節褻状調整の事亦其事務の大部分をなすを見ても知るべきものに御坐候。

鑑査状の付与が大変であるということを長文で主張している。鑑査状はそのモノが保護しなければならない価値のあるものであることを示す証書であり、交付して『宝物精細簿』と情報を共有することで遠隔地での管理が可能になり、失われる危険性を軽減する役目があったと考えられる。『宝物精細簿』と鑑査状はどちらも欠くことのできないもので、時間をかけても完了させなければならぬという九鬼の思いが伝わってくる。登録後に所蔵先から名称や寸法、所蔵者の変更を依頼する届けがしばしばあり、登録情報を変更して新たに鑑査状を交付する作業も行われた。

④ 追跡調査（帝国博物館）

一八九九（明治三二）年、それまで調査してきた宝物の異動の有無を確認する作業が行われた。各『宝物精細簿』に異動がなければ日付付きの「異動無」印が押されている。異動調査は帝国博物館が業務を引き継いでから行ったことであるが、（一）で紹介した岡倉天心の「美術保存二付意見」においても主張されており、その通りに行われていることは宝物調査の計画を博物館がしっかりと引き継いでいたことを示している。

保存対象	指定	公開義務	保存措置
「神代ヨリ近世ニ至ル迄和品舶齋ニ不拘」祭器、武器、書画、楽器、家具、衣服、化石など30品目	無	無	無
「歴史の證徴又ハ美術ノ模範トナルヘキ」社寺の建造物及び宝物類(社寺に属さないものも必要であれば対象とする)	有(資格を定む) ・特別保護建造物 ・国宝	有	・保存金交付 ・処分・差押等禁止
史蹟・名勝・天然記念物	有(指定)	無	・補助金交付 ・無断で現状変更禁止
「歴史の證徴又ハ美術ノ模範ト為ルベキ」建造物、宝物其の他の物件	有(指定)	有	・補助金交付 ・輸出禁止 ・無断で現状変更禁止
国宝に指定されていない重要な美術品	有(認定)	無	・輸出禁止 ・無断で現状変更禁止
絵画・彫刻・書籍・典籍・古文書・工芸・考古・建造物、史蹟・名勝・天然記念物、民俗資料、無形文化財	・国宝 ・重要文化財 ・重要民俗資料有(指定) ・史蹟名勝天然記念物	無(出品勸告、公開勸告有)	・補助金交付 ・輸出禁止 ・無断で現状変更禁止

帝国博物館は臨時全国宝物取調局から仕事を引き継いだ後は、宝物鑑査の際には「鑑査会議」という会議を開き、対象宝物について検討し、登録内容を決定していた。明治三三年には取調局から引き継いだ寺社や個人所有の鑑査業務は廃止となるが、館の収蔵品に関しての鑑査を行う際に館蔵品のための「鑑査会議」の規程を定めて運用してゆくことになる。

(四) 臨時全国宝物取調局の影響

ここまで見てきたように、臨時全国宝物取調局は明治一〇年代後半から高まった文化財保護の機運と美術への関心から、(一)で紹介した岡倉天心の「美術品保存ニ付意見」に見られるように最も円滑に調査ができ、その後に活かせる場を宮内省に定めて設置された。当時の美術への関心については第一章の最後にまとめているが、国の財産として文化財をしっかりと把握し、評価する作業を皇室を司る宮内省にゆだねたのは、国家としての中心を天皇におくという明治政府の指針を明示するためには効果的な政策であったと思われる、抵抗なく調査ができると岡倉が考えるほど皇室の権威は高まりつつあったのかもしれない。

また、この時期は博物館の機能として産業振興を補助することより

【表4】文化財保護に関する法令

公 布	廢 止	法 律 名	所管（専門機関）
明治4年5月23日	昭和29年6月1日	古器旧物保存方	太政官
明治30年6月5日	昭和4年3月28日	古社寺保存法	内務省（古社寺保存会）
大正8年4月10日	昭和25年5月30日	史蹟名勝天然紀念物保存法	内務省→文部省（昭和3年～）
昭和4年3月28日	昭和25年5月30日	国宝保存法	文部省（国宝保存会）
昭和8年4月1日	昭和25年5月30日	重要美術品等ノ保存ニ関スル法律	文部省
昭和25年5月30日	—	文化財保護法	文部省（文化財保護委員会）

※文化財保護委員会編『文化財保護の歩み』（文化財保護委員会、1960年）より作成

も国の財産として文化財を収集し保管することの重要性が認識されてきた時期であった。明治八年に博覧会事務局との合併を避けて、明治一〇年から上野で開館していた東京教育博物館は明治二二年六月には閉館となり同七月からは高等師範学校の付属博物館として歩み始める⁽⁸¹⁾が、日清戦争を前に軍事費の拡大と緊縮政策の影響を受けて博物館は今後の在り方を考え直さねばならない時期でもあった。そんな中宝物調査に深く関わった博物館が美術と歴史を考究する文化財保護施設へと方針を定めたと考えられる。帝国博物館として再編成され、奈良・京都の新博物館建設、帝室博物館への移行へと向かったこと、館内の収蔵品管理方法の踏襲など宝物調査の影響はかなり大きなものであったことは間違いない。

臨時全国宝物取調局は一八九七（明治三〇）年の古社寺保存法⁽⁸²⁾の制定に伴い廃止された。近代の文化財保護に関する主な法律について【表四】にまとめた。古社寺保存法において宝物は内務大臣が内務省内に設けた古社寺保存会に諮詢して国宝に定めることができることとされ、指定して保護する今日の制度につながる法律であった。建築も補助の対象となり、特別保護建造物として認定し保存金の交付を申請できることとなった。古社寺保存会の構成員（明治三一年当時）を【表五】に記したが、会頭は九鬼隆一で、主に宝物調査に関わった者と建

築の専門家で構成されている。臨時全国宝物取調局の調査によって等級による評価がなされた宝物の情報は国宝の指定に大いに役に立ったことが予想できる。法制度の制定には時間がかかるもので、もし国宝の指定が制度の完成をまってから始められていたならばおそらくかなりの遅れが生じ、失われてしまったものが多く出たことが予測される。臨時全国宝物取調局はその調査を「臨時」の調査としてかなりのスピード感をもち、悉皆的な調査を目指して行ったといえる。そのことが、古社時保存法制定までの文化財を守り、その後の指定にも貢献したことは文化財保護の歴史において評価されるべき事績であろう。

【表5】古社寺保存会構成員

役職	氏名	肩書き
会長	九鬼隆一	帝国博物館総長
委員	山高信離	帝国博物館理事
委員	岡倉覚三	東京美術学校長
委員	黒川真頼	文科大学教授
委員	妻木頼黄	臨時葉煙草取扱所建築部技師
委員	木子清敬	内匠寮技師
委員	橋本雅邦	
委員	小原重哉	
委員	伊東忠太	
委員	久保田鼎	帝国博物館主事
委員	三崎亀之助	
委員	久米金彌	内務省社寺局長
委員	川端玉章	東京美術学校教授
委員	高村光雲	東京美術学校教授
委員	川崎千虎	
委員	小杉樞郎	帝国博物館技手
委員	二條基弘	公爵
委員	横瀬文彦	
委員	山名貫義	
委員	前田健二郎	
書記	稲垣宗政	判任官 兼勤
書記	金子勝太郎	判任官 兼勤

※内務省編『内務省職員録』明治三十一年七月調（国立国会図書館所蔵、近代デジタルコレクション参照）より作成

おわりに

近代の日本において、博物館は文化財の保護と産業の育成、美術の保護といった様々な時代に要請に応じて変化している。明治四年の古器旧物保存方布告による宝物調査を行い、湯島聖堂博覧会を開催して博物館は誕生し、ウィーン万国博覧会への参加、教育博物館との分離などを経て産業育成に資する博物館として発達した。一八七五（明治八）年から内務省において総合博物館として体制が整えられつつあった博物館は、一八八一（明治一四）年になると、農商務省の創設に伴って博物館と共に同省の所屬となった。内務省における博物館は「天造人造ノ諸物品ヲ網羅蒐集之ヲ陳列シテ縦觀セシメ古今ノ沿革ヲ徵考シ将来ヲ勸奨スベキ一切ノ事ヲ調理ス」ることが事務分掌であったのに対して、農商務省における博物館の事務は「博物館ハ古器物ノ保存美術ノ勸奨ニ関スル事務ヲ調理シ博物館ヲ管守ス」ることとなり、あらゆるものの蒐集・展示から古器物の保存と美術の振興へとその職制を変化させている。この変化の要因の一つはこの時期、「美術」という言葉が我が国に定着し、その有用性が認識されていったことにあると考えられる。農商務省における博物館・博物館は主に美術産業の発展に寄与すること、そして各分野の「考古利今」のうち「考古」を管理する事をその役割として担っていた。このような動きの中で、宮内省に図書寮が設置され、博物館に管理がゆだねられていた正倉院宝物が一八八四（明治一七）年に宮内省所管となる。そして一八八六（明治一九）年、博物館も宮内省の所管となる。

お雇い外国人であったフェノロサは日本の美術の保護・振興について、博物館を含む壮大な政策構想を持っており、意見書を作成しているが、その中で美術博物館の必要性を述べている。総合的な博物館であった時期の博物館は、政府の政策に沿ってその重点を変えることで役割を果たしていた。しかしそれは多機能であるがゆえに、模索しながら所管を移っていた時期であったようにも思われている。

美術や古器物保護への関心が高まる中、全国の宝物を調査し、宝物台帳を作成することを目的とした宝物調査が臨時全国宝物取調局のもとで行われた。原案は岡倉天心によるものと思われるが、岡倉は宮内省において美術の保存ことが最も抵抗なく受け入れられると考えていた。廃止の危機を乗り越えて臨時全国宝物取調局は優先的に行うべきと考えた地域から順にほぼ想定通りの調査を終えられたことが記録からは明らかになった。その活動の影響は博物館の美術・歴史を専門とする博物館へ方針転換したこと、その後の収蔵品管理に取調局の方法を踏襲したことに始まり、現在の文化財保護法に繋がる古社時保存法に基づく国宝指定に際しても活用されたことが推測できる。また、臨時全国宝物取調局の調査は「臨時」の調査として社寺の宝物を中心に個人所蔵品を含めて悉皆的な調査を目指して行ったことで散逸の危機にあった文化財を幅広くつなぎとめ、その後の文化財保護制度の制定を待つことができる状況を作り上げた調査であったといえるだろう。

注

- (1) 文部省編『学制百年史』（帝國地方行政学会、一九八一年）第五章 學術・文化 第四節 文化財保護
- (2) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』（東京国立博物館、一九七三年一頁参考）
- (3) 椎名仙卓『日本博物館成立史―博覧会から博物館へ―』（雄山閣、二〇〇五年）二九頁参考
- (4) 文化財保護委員会編『文化財保護の歩み』（文化財保護委員会一九六〇年）、関秀夫『博物館の誕生―町田久成と東京帝室博物館―』（岩波書店、二〇〇五年）七二頁参

考

- (5) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史 資料編』（東京国立博物館、一九七三年、六〇五―六〇六頁）所収、原本は「古器物保護ノ儀御布達申立・附出雲国造へ別途御達申立」（『公文録・明治四年・第三十九卷・辛未五月―七月・大学伺』公00491100）文化財保護を訴える重要な献言のため、本部分をここに引用する。適宜句読点を挿入した。

集古館ヲ建設致候一大要件ハ、既ニ外務省等ヨリ及献言

候旨ニ付、更ニ贅言不仕候ヘトモ、戊辰干戈ノ際以來天化ノ宝器珍什ノ及遺失候モノ儘有之哉ニ伝承致シ、遺憾ノ至ニ有之候処、殊ニ近來世上ニ於テ、欧州ノ情実ヲ悉知不仕候輩ハ、彼国日新開化ノ風ヲ以テ、徒ニ新奇發明ノ物耳貴重仕候様誤伝致、只管厭旧尚新ニ弊風ヲ生シ、経歳累世ノ古器旧物敗壞致候モノ不預、既ニ毀滅ニ及候向モノ有之哉ニ相聞ヘ、考古ノ微抛トモ可相成物、逐日消失仕候様成行実以テ可惜次第ニ有之候。抑西洋各国ニ於テ集古館ノ設有之候ハ、古今時勢ノ沿革ハ勿論往昔ノ制度文物ヲ考証仕候要務ニ有之。大学ニ於テモ必用ノ要件ニ候間、何卒右等ノ物品遺失不仕候様致度、併當時内外御用途御多端ノ折柄ニ付、若集古館御建設ノ儀速ニ難被為行儀モノ有之候ハバ、姑ク府藩県ヘ御布告相成、歴世相伝仕居候。宝器ハ勿論自余ノ雜品ニ有之候共、考古ノ徵証ニ可相備品物ハ、精々保護相加候様、御沙汰有之、且夫々専務ノ者被命右器物ヲ図画ニ描寫致シ、羅集編成ノ儀被仰付候様有之度、若シ當時ノ世態ニテ更ニ一歳有余ヲ打過候ハ、天下ノ古器宝物ハ大概壞滅仕、竟ニハ其形似モノ不存様成行候、患害無之トモ難申候間、何卒至急御処置有之候様仕度、此段献言仕候。

(6) 「古器物保存ノ事 明治四年五月二十三日」(『太政官日誌』太政官、一八七一年第三〇号、六頁)

(7) 「町田久成年報報告」(東京国立博物館編『東京国立博物館百年史 資料編』(東京国立博物館、一九七三年)に所載(抄)、原本は「東京書籍館関係書類」国立国会図書館所蔵、一八七〇年～一八七三年)

- 館所蔵、一八七〇年～一八七三年)
- (8) 「明治五年布達番外 博覽会開館ニ付摺物頒布ノ事」(『文部省布達全書』第一冊、明治四年、五年)
- (9) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』(東京国立博物館、一九七三年) 四八頁
- (10) 「布告第二百十五号」より(内閣記録局編『法規分類大全 第一編』官職門、官制、第十六(内閣記録局、一八八九～一八九一年) 一三～一四頁)
- (11) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史 資料編』(東京国立博物館、一九七三年) 二頁に所収、原書は『太政官日誌』明治六年三月一九日
- (12) 「東京書籍館書類」(東京国立博物館編『東京国立博物館百年史 資料編』(東京国立博物館、一九七三年) 六頁に所収、原本は国立国会図書館所蔵)
- (14) 内閣記録局編『法規分類大全』第三五、学政門、第一、学政総、学校上、(内閣記録局、一八九一年)
- (15) 「東京書籍館書類」(東京国立博物館編『東京国立博物館百年史 資料編』(東京国立博物館、一九七三年) 六頁に所収、原本は国立国会図書館所蔵)
- (16) 『太政官日誌』明治八年二月九日より
- (17) 文部省『文部省年報 第三』(一八七五年) 五八八頁
- 参考
- (18) 内閣記録局編『法規分類大全 第一編』官職門、官

制、第一六（内閣記録局、一八九一年）八〇二頁、「博覧会事務局へ達」の記録参考

(19) 内閣記録局編『法規分類大全 第一編』官職門、官制、第一一（内閣記録局、一八九九〜一八九二年）七二頁「内務省職制章程及事務章程」参考

(20) 西川長夫、松宮秀治編『米欧回覧実記』を読む―一八七〇年代の世界と日本―（法律文化社、一九九五年）三頁参考

(21) 北澤憲昭『眼の神殿「美術」受容史ノート』（美術出版社、一九八九年）一四三頁参考、引用は「ウイン府ニ於テ来一千八百七十三年博覧会ヲ催ス次第」（第二ヶ条）明治五年（『法令全書』第五卷ノ一（原書房一九七四年）一五頁）

(22) 「佐野常民上進東京博物館建設諸報告書等内務省へ下付」（『太政類典 第二篇』明治四年〜明治一〇年・第一七二卷・産業二一・展覧場四）

(23) 「蘓格蘭以丁堡學術博物館総長トーマスシーアルチエル氏ノ贈来及其魯國ニ贈ル所ノ報告書」（『公文録』明治八年・第六ノ二卷・明治八年六月・課局附録（一））

(24) 「英國サウスケンシントン博物館設立ノ来歴及管掌條例一、同國博覧會始末」（第十一類 記録材料）内閣記録保存部局、一八六二年〜一九四二年）

(25) 博物館の今後を考案するにあたり当時博物局長であった町田久成が関わっていることは間違いないと考えられ

る。

(26) 「博物館体裁ノ儀上申」（『公文録』明治八年、第一四三卷、明治八年九月、内務省伺二）

(27) 「第七号 博物館ノ体裁及分類ノ儀ニ付キ卿ヨリ太政大臣ニ上申ノ件」（『例規録明治八年』東京国立博物館所蔵 館史資料No.五八四）において「当時勸業寮等ノ御設置モ有之自然抵觸候廉モ相見へ」という記述がなされている。

(28) 「博物館名称之儀伺」（『公文録』明治九年、第九九卷、明治九年二月、内務省伺二）

(29) 関秀夫『博物館の誕生―町田久成と東京帝室博物館―」（一三三頁参考）

(30) 内閣記録局編『法規分類大全 第一編』官職門、官制、第一五（内閣記録局、一八八九年〜一八九一年）五頁参考

(31) 「土地建物録 明治十四年」第八三八号（東京国立博物館編『東京国立博物館百年史 資料編』（東京国立博物館、一九七三年）二九四頁所載、原書は東京国立博物館所蔵）

(32) 博物館の完成が遅れた背景については関秀夫『博物館の誕生―町田久成と東京帝室博物館―」（一三三頁に詳細が述べられている。

(33) 上山和雄「農商務省設立とその政策展開」（『社会経済史學』vol.41 No.3、社会経済史学会、一九七五年）、四七

- (34) 上山和雄「農商務省設立とその政策展開」(『社會經濟史學』vol.41 No.3、社会経済史学会、一九七五年)、五〇頁(脚注一)
- (35) 上山和雄「農商務省設立とその政策展開」(『社會經濟史學』vol.41 No.3、社会経済史学会、一九七五年)、五〇頁(脚注一)
- (36) 上山和雄「農商務省設立とその政策展開」(『社會經濟史學』vol.41 No.3、社会経済史学会、一九七五年)、五〇頁(脚注一)
- (37) 内閣記録局編『法規分類大全 第一編 官職門・第一五・官制・農商務省』(一八八九〜一九〇一年) 一頁
- (38) 内閣記録局編『法規分類大全 官職門・第一五・官制・農商務省』(一八八九〜一九〇一年) 二〜三頁
- (39) 「経済政策ノ變更ニ就テ」(『大隈重信関係文書第四』(日本史籍協会一九三二年) 一一二頁)
- (40) 内閣記録局編『法規分類大全 官職門・第一五・官制・農商務省』(一八八九〜一九〇一年) 三〜四頁
- (41) 内閣記録局編『法規分類大全 官職門・第一一冊・官制・神祇省・教部省・内国事務局・民部省・内務省』二一五八・一五九頁
- (42) 「博物館組織方」(『太政類典』第五編・明治一四年・第二卷・官制・文官職制一)
- (43) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究』(校倉書房、一九九七年) 第十章、二八六頁
- (44) 村形明子編訳『ハーヴァード大学ホートン・ライブラリー蔵 アーネスト・F・フェノロサ資料』第一卷(ミュージアム出版、一九八二年) 五四〜六一頁、「美術行政に関する提言」
- (45) 村形明子「フェノロサの宝物調査と帝国博物館の構想(下) ―ハーヴァード大学ホートン・ライブラリー蔵遺稿を中心に―」(『東京国立博物館編『Museum』三四七号、一九八〇年二月・三四八号、一九三〇年三月所収)
- (46) 佐藤道信氏は『龍池会報告』の復刻版の解説「『龍池会報告』解説」(『近代美術雑誌叢書五 龍池会報告』別冊(ゆまに書房、一九九一年)において、「考古利今」の考えは博覧会を軸とした古美術保護と殖産興業を結びつけるもので、博物館は「考古」、博覧会に設置された美術館は「利今」の位置づけがなされていたと述べている。
- (47) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』(東京国立博物館、一九七三年) 三〇三頁「帝室学芸員制度」の項を参考にした。
- (48) 北澤憲昭「眼の神殿 「美術」受容史ノート」(『定本』(株式会社ブリュッケ、二〇一〇年)「すべてである」とする「美術」―「美術」概念の限定(一八二〜一八八頁) 参照
- (49) 北澤憲昭「眼の神殿 「美術」受容史ノート」(『定本』(株式会社ブリュッケ、二〇一〇年) 一〇四頁

- (50) 北澤憲昭『眼の神殿 「美術」 受容史ノート「定本」』(株式会社ブリュッケ、二〇一〇年) 二九三〜二九四頁
- (51) 「同省中臨時全国宝物取調局ヲ置ク」(『公文類聚・第十二編・明治二年・第四卷・官職三・官省廢置衙署附・地方庁廢置』(国立公文書館所蔵、類 00339100))
- (52) 「宮内省臨時全国宝物取調委員ヲ命ス」(『公文類聚・第一二編・明治二年・第二卷・官職一・職制章程一』(国立公文書館所蔵、類 00337100・015))
- (53) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』(第一法規出版、一九七三年) 二九一頁
- (54) 「提要」(東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』(第一法規出版、一九七三年) 二四九〜二五二頁所収)
- (55) 村形明子編『アーネスト・F・フェノロサ文書集成―翻刻・翻訳と研究(上)』(京都大学学術出版会、二〇〇〇年)「第六章 フェノロサの宝物調査と帝国博物館の構想」一三七〜一七九頁
- (56) 野呂田純一『幕末・明治の美意識と美術政策』(宮帯出版社、二〇一五年)。明治初年から三〇年代に至る文化財保護・美術政策について博物館とその周辺で組織された美術団体の関りや方針決定の政治的背景を考察している。
- (57) 野呂田純一『幕末・明治の美意識と美術政策』(宮帯出版社、二〇一五年) 四五三〜四五六頁
- (58) 村形明子編訳『ハーヴァード大学ホートン・ライブラリー蔵 アーネスト・F・フェノロサ資料』第一卷(ミュージアム出版、一九八二年) 二九七〜三〇五頁、「三五 美術博物館設立建白書」においてフェノロサの意見が述べられている。
- (59) 岡倉天心『岡倉天心全集三』(平凡社、一九九三年)に所収。原本は國學院大學梧蔭文庫所蔵。明治一九年六月と九月に岡倉が古社寺の調査を行い、一〇月に欧州視察へ発つまでの間に作成されたと推測される。
- (60) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書四』(塙書房、一九七六年) 三四一〜三四三頁所収
- (61) 野呂田純一『幕末・明治の美意識と美術政策』(宮帯出版社、二〇一五年) 四五二〜四五六四頁
- (62) 神奈川デジタルアーカイブ 山口コレクション「九鬼隆一書簡」(No. 2199400267)
- (63) 『常用部分派会計予算書類』(東京国立博物館所蔵、館史資料二〇〇)に綴じられている各年度の予算表から作成した。
- (64) この年は繰り越しが約二〇〇〇円発生しているが、これは職員の欠員が生じたため、給料・旅費が予定通り消化されなかったこと、借家の引き払いによって借家料の支払いがなくなったことに起因する。(館史資料二〇〇『常用部分派会計予算書類』(東京国立博物館所蔵)の記述より)
- (65) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書九』(塙書房、一九八一年) 一〇二〜一〇四頁所載。前掲(注

六〇)『幕末・明治の美意識と美術政策』においても紹介されている。

(66) 館史資料一九八五『博補会計順序』(東京国立博物館所蔵)。表紙に「明治二十八年三月」とあり、主に臨時全国宝物取調局の活動費用について博物館としての手続や書類の書式などを定めている。

(67) 竹居明男『日出新聞』記者金子静枝と明治の京都―明治二十一年古美術調査報道記事を中心に―(芸艸堂、二〇一三年)において近畿地方の宝物調査について、同行した新聞記者の金子静枝の記録を紹介している。

(68) 村形明子「フェノロサの宝物調査と帝国博物館の構想(下)―ハーヴァード大学ホートン・ライブラリー蔵遺稿を中心に―」(『MUSEUM』第三四八号所収、一九八〇年三月号)を参考にした。

(69) 吉野俊哉「明治期の全国的な宝物調査と旧越中国内の宝物について―東京国立博物館蔵資料の調査を中心に―」(『富山県「立山博物館」研究紀要』第二一号、四四〜六九頁所収)において調査の概要がまとめられている。

(70) 臨時全国宝物取調局の所在地については「臨時全国宝物取調局ニ於テ宝物検閲方ヲ廣告ス」(国立公文書館所蔵『公文類聚・第一三編・明治二年・第六卷・族爵・種族・勲等・宮廷・内廷・宮殿・』類00391100、明治二十二年九月二八日)及び「臨時全国宝物取調局ヨリ宝物検閲方ヲ廣告ス」(国立公文書館所蔵『公文類聚・第一四編・明治二

三年・第一七卷・文書・出版(受付進献)類00463100、明治二十三年七月一七日)に記載があり、判明した。明治二十二年九月二八日の広告では鑑査する物品を「京橋区八官町」の支局、明治二十三年七月一七日の広告では「下谷区上野公園内元東四軒寺跡」(現在の国立科学博物館周辺)にて受理すると書かれている。予算内訳の記録(注一二参照)に明治二十三年中に「本局移転」との記述がみられ、次年度より借家料の内訳にそれまでであった「煉瓦屋」の借上げが書かれていないことから、借りていた「煉瓦屋」は京橋区の支局であり、二十三年中には引き払っていたと見られる。

(71) 『宝物下調報告編冊』(東京国立博物館所蔵、館史資料一二七四)

(72) 「出張員心得書」第二條(東京国立博物館所蔵B一二三六〇「印類(蠟石切落など)附属二二)より抜粋。B一二三六〇は臨時鑑査掛として東北地方の宝物調査に赴いた篆刻家中井敬所の関係資料である。

(73) 『機密書類』(東京国立博物館所蔵、館史資料一六六)に所収。「明治三〇年九月七日宮内省伺済」とある。

(74) 岡塚章子「小川一真の「近畿宝物調査写真」について」(『東京都写真美術館紀要』(二)、三七〜五五頁所収、二〇〇〇年)

(75) 清水重敦「伊東忠太と「日本建築」保存」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四五号、平成二〇年一月所収)を

参考にした。

- (76) 東京国立博物館所蔵、QA一三六二四
- (77) 東京国立博物館所蔵、QA一三六二三
- (78) 東京国立博物館所蔵、QA一三六二四の中に含まれる
- (79) 前述したように臨時全国宝物取調局時代の鑑査区分等の記録は残っていないため、帝国博物館に行っていた鑑査業務の規程や雛形から推測している。
- (80) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書九』（塙書房、一九八一年）一〇二～一〇四頁所載
- (81) 国立科学博物館編『国立科学博物館百年史』（国立科学博物館、一九七七）「第四章 教育博物館の衰退」（一三七～一五二頁）を参考にした。
- (82) 明治四年に布達された古器旧物保存方は文部省関係法令の整理に関する法律（昭和二十九年六月一日法律第一三五号）により廃止されるまで存在したが、運用はされなくなっていたと考えられる。

（東京国立博物館学芸企画部百五十年史編纂室）

〔謝辞〕

本論文の執筆にあたり、史料の調査において東京国立博物館 恵美千鶴子氏、文化庁高梨真行氏に多大なご協力・ご助言を賜りました。またお茶の水女子大学小風秀雅教授及び同大学近代史ゼミの皆様、グローバル化と近代日本研究会の皆様

大変ご丁寧なご指導をいただきました。末筆ながら心より御礼申し上げます。